

**憲法を守り、くらし優先で、県民が主人公の県政の転換を
2017年度滋賀県予算にあたっての重点政策要望**

2016年11月28日

滋賀県知事

三日月大造様

日本共産党滋賀県委員会

県委員長 奥谷和美

日本共産党滋賀県議会議員団

節木三千代

杉本敏隆

藤井三恵子

はじめに

安倍政権が、国民の多数の反対の声を踏みにじて憲法違反の戦争法（安全保障関連法）を強行。南スーダンPKO（国連平和維持活動）へ、自衛隊は「駆け付け警護」「宿営共同地防護」など新任務を付与し、11月20日から現地に入っています。南スーダンの現地情勢は悪化しており、「PKO参加5原則」が崩れていることは政府資料でも明らかであり、「殺し殺される」危険な状況に自衛隊員を追いやったこと責任は重大です。

環太平洋連携協定（TPP）は、今国会の批准に国民の7割が慎重審議を求めているにもかかわらず、衆議院で強行採決。しかし、トランプ次期大統領が正式に「TPPから撤退する」と表明し、発行そのものが見込めない状況に追い込まれています。

原発再稼働・輸出に狂奔してきた安倍政権ですが、22日の福島沖地震では、東京電力第2原発の使用済み核燃料プールの冷却装置が一時停止。原発の危険性をあらためて示す事態に直面しました。原発輸出先としていたベトナムは、原発建設計画の白紙撤回を決定するなど、深刻な行き詰まりに直面しています。

世論調査では駆け付け警護に反対に反対が56%（朝日）、原発再稼働に反対57%（朝日）、TPPの今国会の承認に反対は賛成の38.8%を上回り、48.5%（産経）と、安倍暴走政治に国民との矛盾は、極限に達しています。

内閣府が11月14日に発表した2016年7～9月期の国内総生産（GDP）は、前期比で0.5%増となりましたが、国民には経済成長の実感はありません。GDPの6割を占める個人消費は前期比0.1%とわずかな伸びにとどまり、企業の設備投資も停滞しており、「アベノミクス不況」による内需の不振が続いています。

労働者の平均賃金は、1997年をピークに、年収で55万6千円も減少し、給与所得者数を所得階層別にみると、増加しているのは、年収2000万円以上のごく一部の高額所得者と、年収500万円以下の層である、年収500万円～1000万円の層は減少しています。労働者が増え、中間層がやせ細っているというのが現状です。

県内の派遣など正社員以外の労働者の割合は依然として、38.4%（2012年）にも及び、所得200万円以下の労働者は、この10年間で27,700人増え、211,900人、33%です。生活保護受給者は7年間で10,000人を超え、4年間保護率は8%と高止まりです。格差と貧困をただす改革が求められています。

2017年度の滋賀県予算編成にあたっては、国の悪政に追従することなく、悪政の防波堤となること、社会保障、子育て、教育、若者中心に予算を重点配分すること、雇用を守り、地域経済の主役である中小企業を応援し、農林水産業の振興など地域の力を支援する「内発型」の転換を求めるものです。

また県民の切実な要求をふまえ、「住民福祉の向上」という地方自治体本来の仕事を基本に据えることです。

以上の立場から、憲法を守り、くらし優先で県民が主人公の県政運営を行うことを強く求め、主要な項目について要望するものです。

重点政策要望

1 安倍政権の暴走に追従することなく、憲法と平和、暮らしを守る

県政を

- ① 安保法制の発動と明文改憲の動きに反対し、安保法制の廃止、立憲主義の回復を国に強く求めること。
- ② 高島市饗庭野演習場での日米合同訓練は中止を求めること。
民家の屋根を破った「跳弾」事件については第3者による検証を国に求めるとともに、危険な実弾射撃訓練は中止すること。
- ③ 「核兵器を禁止しその全面廃絶につながるような法的拘束力のある文書（核兵器禁止条約）」の交渉が、市民社会（反核平和運動）の参加もえて、2017年国連で開催されようとしているなかで、「核兵器のない世界」の実現に向け、滋賀県として、非核滋賀県宣言をおこなうこと。
- ④ 老朽原発の稼働延長を認めず、すべての原発の再稼働に反対し、関西電力と国に再稼働の中止を求めること。原発ゼロの決断を国に求めること。国における被災者の住宅支援の継続を求めること。
- ⑤ 近江米、近江牛の産地滋賀県にとって大打撃を受け、官公需・雇用などの地域経済にも大きな影響を与えるTPP協定に反対し、批准しないよう国に求めること。
- ⑥ 格差と貧困を広げる消費税10%への増税は中止し、大企業や富裕層に適正な負担を国に求めること。
- ⑦ 1月から始まったマイナンバー制度は、自治体も多額の負担を強いられている。国や自治体が国民1人1人を管理し、課税強化と社会保障の削減をねらいとしており、情報流出は歯止めがない。利用の拡大をはからず、中止するよう国に求めること。

2 福祉・介護・医療を守り、「福祉の滋賀」の再生を

- ① 「子育てするなら滋賀」と「総合戦略」でかかげるならば、近隣府県よりも大きく遅れている子どもの医療費助成を中学卒業まで拡大すること。

- ② 滋賀県内で数百人規模の保育園待機児童の解消へ、認可保育所の増設と保育士の確保に努めること。
- ③ 保育園や子ども園に、県独自で保育料や保育基準をつくり、保育料の大幅値上げを押さえ、保育をもうけの対象にすることを規制すること。
- ④ 高齢者に差別と高負担を押しつけている後期高齢者医療制度を廃止するよう国に求め、後期高齢者医療広域連合に対し、削減した健康診査対象を元にもどすよう働きかけること。「保険料特例軽減措置」の継続を国に求めること。
- ⑤ 医療費の窓口負担の軽減とともに、医療報酬の抜本的引き上げを国に強く求め、産科、小児科などの医師、看護師の確保、地域医療の崩壊をくいとめること。
- ⑥ 国民健康保険の都道府県単位化によって、国の定める「標準保険料率」を一律に適用せず、各市町の実情に応じた保険料率を認めること。各市町の独自の減免制度を認め、法定外繰り入れの「解消」は押し付けないこと。
- ⑧ 国民健康保険料（税）などの滞納整理第一の対応を改めて、生活支援を強化し、保険証のとりあげや、差し押さえをやめること。
- ⑨ 国の「支援制度」を活用して、国保料を引き下げるよう市町に求めること。県独自の助成をおこない、高すぎる国民健康保険料（税）は、少なくとも1人1万円引き下げる。資格証の発行はおこなわないよう市町に求めること。
- ⑩ 生活保護は、憲法で保障された権利として、申請があれば受け付けること。母子加算の縮小・廃止など生活保護費の引き下げに反対し、改善・拡充を求めること。
- ⑪ 介護保険の軽度者へのサービス外し、自己負担3割への引き上げや上限の引き上げをやめるよう国に求めること。介護労働者の賃金の大幅引き上げを国に求めるとともに、独自の支援をおこなうこと。必要な介護が安心して受けられるよう、7000人に及ぶ待機者解消のため、特別養護老人ホームを建設すること。
- ⑫ 値上げが繰り返し行われてきた介護保険料は、高齢者の暮らしを直撃し、利用料の負担が重く、介護保険の利用制限がすすんでいる。保険料・利用料の負担の軽減のための補助をすること。
- ⑬ 県立近江学園は、嘱託など非常勤職員を正規職員として配置し、早急に人員増を行うこと。築44年の老朽化した施設の傷みは激しく、施設・建物に対する

全面改築に向けた計画について早急に検討すること。

- ⑭ 児童家庭相談所の専門職員を増やすこと。大津・高島子ども家庭相談センターに、一次保護所を整備すること。
- ⑮ 学童保育の指導員の専門性を高めるため、子ども・子育て支援法第62条で掲げられている指導員の確保と資質向上の都道府県における役割にふさわしく、県内の指導員が一律に同等のスキルアップが図れるよう、資質向上の研修を実施し、充実すること。処遇改善にむけて対策を講ずること。

3 地域経済の主役中小企業を応援し、農林水産業を支援をつよめ、

暮らし応援で地域経済の活性化を

- ① 消費拡大のカナメとなる、働く人の最低賃金をただちに時給1,000円に引き上げ、1,500円をめざすよう国に求めること。中小零細企業には賃金助成や社会保障料減免を国に求めること。
- ② 経済波及効果が大きいことが実証済みの住宅リフォーム助成制度、また商店街リフォーム助成制度を、県の制度として実施すること。
- ③ 公契約条例を創設し、県発注の仕事を通じて、労働条件、賃金水準を適正に改善し住民サービスの質を高めるようにすること。
- ④ 県中小企業活性化条例を生かし、県経済の主役として、また地域文化を支えている中小零細企業への支援策を実行すること。
- ⑤ 県民の正規雇用が抜本的に増える企業誘致に改めること。
- ⑥ 米づくり農家の経営を守り、農業の多面的価値を守るためにも、米の需給調整に責任を持つよう、国に強く要求すること。とりわけ、米直接交付金を元の15,000円（10アールあたり）に戻すよう求めること。
- ⑦ 農林水産業における新規就業者、定年帰農者を増やす対策を抜本的に強めるとともに、後継者や集落営農組織への手厚い支援対策をとること。
- ⑧ 山間集落活性化を促進するための山村等活性化事業の補助金を増額すること。
- ⑨ 獣害対策を強めること。防護柵資材の県独自の支援策を講じ、県の責任で広域的な防護柵の整備をおこなうこと。

4 次代をになう若者への支援、はたらく雇用のルールの確立を

- ① 若者を使いつぶすブラック企業、ブラックバイトなどは、関係機関と連携を強化して是正を求めること。また、県として「ブラック企業規制条例」をつくること。
- ② 安心してうけられる給付型奨学金制度創設を国に求めるとともに、県独自の給付型奨学金制度の創設をすること。
- ③ 非正規雇用の正規化をすすめること。中小企業の正規雇用拡大に対して補助制度を創設すること。
- ④ 県の管理職に女性の登用を思い切ってすすめること。政策・意思決定の場に女性の平等な参加を保障すること。
- ⑤ 女性や非正規労働者などへのセクハラ、パワハラ、マタニティハラスメントなどを一掃するために、相談窓口を多様な形で広げ、窓口の機能と権限を強めること。
- ⑥ 人間らしくはたらく権利を学べるよう、関係機関と連携して、高校などで「労働出前講座」を実施すること。
- ⑦ 障害者雇用をすすめること。法定雇用を守る指導を強め、県自身が達成すること。
- ⑧ 成人病センターに対して労働基準監督署が、是正勧告及び改善指導をおこなったが、土木事務所でも 36 協定違反などで是正勧告・改善指導がだされており、時間外労働が常態化している。人口類似 11 県の平均 4075 人よりも 1098 人も少ない人員となっており、定数増による人員増をおこない、長時間労働の是正をはかること。

5 どの子ども大切に伸ばす教育を

- ① 日本の教育制度がインクルーシブ教育にふさわしいものとなるよう、国民的な合意形成をはかり、条件整備などの改善をすすめることを国に求めること。県として条件整備をおこなうこと。
- ② 児童・生徒数が急増している特別支援学校の分離・新設を早急にすすめること。国に適切な設置基準を求め、当面は県独自の基準を定めること。職員体制を充

実すること。老朽化等にたいする改修予算を抜本的に増やすこと。

- ③ 医療的ケアの必要な児童・生徒の通学保障のため県教育委員会が責任をもっておこなうこと。実証実験を通して得られた結果を本格的な実施に向けて、早期に実施計画を策定すること。
- ④ 小児保健医療センターと成人病センターの一体化がはかられようとしているが、病弱教育のセンターである守山養護学校は、これまで同様に別棟で、教育機能を維持し、充実をすること。
- ⑤ 全国的に見ても少なすぎる県の教育予算を増やし。教育環境を改善すること。県立学校のすべての教室にエアコンを設置すること。教室のクーラー設置や電気料金が父母負担で、授業時間は使わせないなどの運用も改めること。
- ⑥ 少人数学級を高校まで実施すること。教職員の確保は正規雇用ですすめること。35人学級の実施については、単級の学年で「20人以上」の下限を撤廃すること。
- ⑦ 中学校給食を拡大するために、調理場建設に対する助成をおこなうとともに、自校方式で、食材は地産地消でおこなうなど、地域の経済振興につなげる努力に支援すること。
- ⑧ 県の高校などの奨学金貸与制度を抜本的に改善すること。納付に間に合わない貸与開始を改善すること。延滞金利息の10・75%は抜本的に引き下げること。返還しなくてもよい給付制の奨学金をめざすこと。高校授業料の完全無償化を実施すること。
- ⑨ 全国で低位にある1人あたりの私学助成を増額すること。
- ⑩ いじめ・体罰の根絶に全力をあげること。子どもの訴えを受け止めることのできる教育条件を整備し、子どもたちの自主的、自治的な行動を支援し、地域に支えられる学校づくりをめざすこと。
- ⑪ 過酷な競争教育をさらに強める全国一斉学力テストの廃止を国に要求すること。学力テスト偏重の教育行政を改め、教育の自主性、創意ある取り組みを広げること。
- ⑫ 国が教育の場に「愛国心」など特定の価値観を持ち込むことに反対し、子どもたちに普遍的な市民道徳が身につけられるようすること。
- ⑬ 同和事業は終結し、県民に必要な事業は一般施策に転換すること。

6 国体の施設整備は「滋賀の未来に負担を残さない」ものに

- ① 2024 年、滋賀県で開催される国民体育大会は、国民体育大会開催基準要綱細則にかかげる「既存施設の活用に努め、施設の新設・改修等にあたっては、大会開催後の地域のスポーツ振興への有効な活用を考慮し、必要最小限にとどめること」を念頭に、ムダづかいをやめること。
- ② 「滋賀の未来に負担を残さない」という目標を追求し、多額の施設整備を要するプールなどは広域開催に積極的に取り組むこと。
- ③ 既存施設を活用し、国体終了後に活かせる施設整備をおこない、県民のスポーツ振興に努めること。
- ④ 200 億円を超える彦根主会場は見直し、縮減すること。
- ⑤ 「びわこ文化都市公園」への県立体育館の移転新築は、公共交通のアクセスが悪く、90 億円を超える多額の整備費用を要し、さらにアクセス道路建設なども今後費用がふくれあがるとみられるため、いったん白紙に戻すこと。
- ⑥ 総合優勝を目的に、選手養成のために無理な教員採用や異動はやめ、特定の年齢や能力の子どもを「ターゲット」とするやり方をやめること。

7 琵琶湖の保全・再生のために

- ① 琵琶湖の保全・再生にあたっては、「琵琶湖総合開発事業」をしっかりと総括して教訓をくみ取り、環境保全を最優先でおこなうこと。
- ② 琵琶湖の保全・再生計画は、県民の声を尊重すること。
- ③ 水草の異常繁殖やオオバナミズキンバイなど外来植物の拡大に対し、「国民的資産」としての琵琶湖を守る立場から、国策としての研究および駆除事業を抜本的にすすめること。
- ④ 琵琶湖の水産資源の保護・増殖のため、外来魚やカワウの駆除対策予算および資源増殖予算の抜本的増額をはかること。
- ⑤ 瀬田川洗堰の水位操作は、琵琶湖の生態系保全を考慮したものにあらためること。
- ⑥ 農業排水は循環利用するなど琵琶湖への濁水負荷を軽減すること。

8 自然災害から県民の命を守るために

- ① 根拠のないダムの「安全神話」をただし、住民の納得を得ながら防災、治水対策をすすめ、災害から命を守る地域力を高めること。
- ② ダムに頼らない河川整備をすすめ、大戸川ダムの中止を国へ求めること。
- ③ 土砂災害の危険区域の指定基準を見直し、戸数の少ない地域も含めること。
- ④ 土砂の埋め立てを規制する県土砂条例をつくり、市町と共同して地域の安全を守り、琵琶湖の環境を守ること。

9 住み続けたい「ふるさと」を守るために

- ① 県の窓口、医療や福祉、スポーツ・文化施設、防災対策など行政サービス縮小をやめ、県地域振興局に必要な県職員を配置すること。市町の支所機能の充実を支援すること。
- ② コミュニティバス運行対策補助金を大幅に増額すること。
- ③ 県管理の国道及び県道の歩道の除雪をおこなうこと。
- ④ JR など公共交通機関を安全で便利に充実すること。湖西線の強風による臨時停止で代行バスも出ない状態の解消、駅のバリアフリー化に積極的に取り組むこと。
- ⑤ 湖西線・北陸線の経営分離をおこなわないよう国とJRに求めること。
- ⑥ 草津線の複線化を促進すること。
- ⑦ 北陸新幹線敦賀以西への延伸については、米原ルート推進の姿勢をあらため、県民に詳しい情報を提供し、県民の声を尊重すること。
- ⑧ 政府の政策パッケージ通りの「地方創生」事業を見直し、県民の暮らしを直接応援し、地域を守る真の地方創生事業に取り組むこと。
- ⑨ 自然環境を破壊し、生活環境への悪影響をもたらす恐れがあるメガソーラーの設置については、住民への徹底した情報公開と説明責任をおこなうことを求め、同意なしでは建設しないよう求めること。

以上